

秋の日は釣瓶落しという諺どおり、日が暮れるのが早くなりました。その分、夜が長く感じられるようになり、秋は日に日に深まっています。スポーツの秋・芸術の秋・読書の秋・食欲の秋、何をするのにもとてもいい季節になりました。さて今回のお話ですが、ご存知だとはおもいますが、頭の痛い問題になりつつある特殊車両通行許可制度について、お話ししたいと思います。

特殊車両通行許可制度の話

下の図は、9月21日の読売新聞1面に掲載された記事です。



この記事の通り、道路法の車両制限によって、右の図の一般的制限値を1つでも超えた車両を特殊車両といい、道路管理者に対して通行許可の申請が必要になります。クレーンでいえば、25ton以上のラフタークレーン・オルテッククレーンの台車・45ton以上のトラッククレーンは、**特殊車両通行許可が無ければ道路を通行することができません。**

特殊車両通行許可制度の厳格な運用を目指して

平成16年3月30日 国土交通省発表 (国土交通省ホームページより)
国土交通省では、特殊車両通行許可制度のさらなる厳格運用を目指し、平成16年度より関係機関や民間事業者団体とも連携してこれまでの取組みを一層強化していくこととしましたので、その概要をお知らせします。

・申請手続きの簡素化・審査期間の短縮

申請率の向上を目的として、インターネットで許可申請可能となる「オンライン申請システム」を3月29日に全国の国道事務所で導入しました。これにより、在宅申請が可能となるなど申請手続きが、大幅に簡素化されるとともに、これまで平均で1ヶ月程度かかっていた審査期間も最短で4日となるなど申請者の負担を大幅に軽減します。

・道路管理者による指導取締りの強化

平成16年10より違反点数制度を導入し、全国の道路管理者による指導取締り結果を一元化的に管理し、違反実績に応じて、違反事業者の「呼び出し」、「公表」などを行います。

・監視体制の強化

全国の直轄国道を中心に自動取締装置を設置することにより走行する

車両の違反状況を自動的に把握します。平成16年度は全国で約30箇所を整備することとしています。

通行条件について

通行を許可された特殊車両であっても、右の図に書いてある条件で通行が許可されています。25tonのラフタークレーンは区分記号Cの条件、45tonクラスのラフタークレーンは区分記号Dの条件で通行が許可されており、条件に見合った通行をしないと違反となります。又D条件の特殊車両は通行時間帯も指定されており、午後9時から午前6時までの範囲とされています。50tonラフタークレーンの現場午前8時着は、違反ということになります。25tonのラフタークレーンでも前後に誘導車を配置するなど、現状実施しているお客様は少ないと思います。クレーン部(アップ-部分)を取付したまま走行しているオルテッククレーンを目にすることがありますが、もちろんこれも違反です。今後どのように取締りが強化されるか判りませんが、頭の痛い問題になることは、間違いのないようです。

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5メートル
長さ	12.0メートル
高さ	3.8メートル
総重量	20.0トン
軸重	10.0トン
輪荷重	5.0トン
最小回転半径	12.0メートル

* 隣接軸重に関しては省略

区分記号	重量についての条件
A	徐行などの特別な条件を付さない。
B	徐行及び連行禁止を条件とする。
C	徐行、連行禁止及び当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。
D	徐行、連行禁止及び当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。道路管理者が別紙指示する場合はその条件も付加する。

* 「連行禁止」とは、2台以上の特殊車両が縦列をなして同時に橋、高架の道路等の同一経路間を渡ることを禁止する措置。

ご不明な点、分からない事等ありましたら是非ご相談ください。